

山 運 整 第 4 8 3 号 の 3  
山 運 輸 第 9 0 3 号 の 3  
令 和 3 年 3 月 3 日

旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長  
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり改正されましたので、お知らせします。  
詳しくは、下記の国土交通省ホームページをご覧ください。

記

【国土交通省ホームページURL】

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr2\\_000034.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000034.html)

新	旧
国自総第446号	国自総第446号
国自旅第161号	国自旅第161号
国自整第149号	国自整第149号
平成14年1月30日	平成14年1月30日
一部改正 国自総第120号	一部改正 国自総第120号
国自旅第46号	国自旅第46号
国自整第47号	国自整第47号
平成14年6月28日	平成14年6月28日
一部改正 国自総第286号	一部改正 国自総第286号
国自旅第132号	国自旅第132号
国自整第114号	国自整第114号
平成14年10月1日	平成14年10月1日
一部改正 国自総第540号	一部改正 国自総第540号
国自旅第243号	国自旅第243号
国自整第226号	国自整第226号
平成15年3月31日	平成15年3月31日
一部改正 国自総第553号	一部改正 国自総第553号
国自旅第263号	国自旅第263号
国自整第186号	国自整第186号
平成16年3月29日	平成16年3月29日
一部改正 国自総第392号	一部改正 国自総第392号
国自旅第185号	国自旅第185号
国自整第83号	国自整第83号
平成17年12月5日	平成17年12月5日
一部改正 国自総第329号	一部改正 国自総第329号
国自旅第187号	国自旅第187号
国自整第95号	国自整第95号
平成18年9月29日	号 平成18年9月29日
一部改正 国自総第587号	一部改正 国自総第587号
国自旅第328号	国自旅第328号
国自整第179号	国自整第179号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
一部改正 国自安第29号	一部改正 国自安第29号
国自旅第82号	国自旅第82号
国自整第42号	国自整第42号
平成20年6月11日	平成20年6月11日
一部改正 国自安第54号	一部改正 国自安第54号
国自旅第120号	国自旅第120号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年 11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年 11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日  
一部改正 国自安第161号  
国自旅第233号  
国自整第225号  
平成28年11月17日  
一部改正 国自安第264号  
国自旅第405号  
国自整第380号  
平成29年3月17日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第162号  
国自整第169号  
平成29年9月29日  
一部改正 国自旅第241号  
平成29年12月27日  
一部改正 国自安第266号  
国自旅第339号  
国自整第361号  
平成30年3月30日  
一部改正 国自安第9号  
国自旅第31号  
国自整第24号  
平成30年4月20日

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改定 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日  
一部改正 国自安第161号  
国自旅第233号  
国自整第225号  
平成28年11月17日  
一部改正 国自安第264号  
国自旅第405号  
国自整第380号  
平成29年3月17日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第162号  
国自整第169号  
平成29年9月29日  
一部改正 国自旅第241号  
平成29年12月27日  
一部改正 国自安第266号  
国自旅第339号  
国自整第361号  
平成30年3月30日  
一部改正 国自安第9号  
国自旅第31号  
国自整第24号  
平成30年4月20日

一部改正 国自安第234号  
国自旅第301号  
国自整第320号  
平成31年 3月28日  
一部改正 国自安第136号  
国自旅第302号  
国自整第219号  
令和2年11月27日  
一部改正 国自安第178号  
国自旅第383号  
国自整第278号  
令和3年 1月26日  
最終改正 国自安第196号  
国自旅第441号  
国自整第306号  
令和3年 2月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第52条 物品の持込制限

(1) 第3号の「アルコール」には、アルコール分が七十度以下のアルコール性飲料は含まないものとする。

(2)・(3) (略)

一部改正 国自安第234号  
国自旅第301号  
国自整第320号  
平成31年 3月28日  
一部改正 国自安第136号  
国自旅第302号  
国自整第219号  
令和2年11月27日  
一部改正 国自安第178号  
国自旅第383号  
国自整第278号  
令和3年 1月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

(新設)

(1)・(2) (略)

附 則

改正後の通達は、令和3年2月25日から施行する。

# 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正案について

令和3年2月  
安全政策課

## 1. 背景

バス・タクシー車内への持込が禁止される危険物については、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十八条第一項に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号、以下「運輸規則」という。）第五十二条に規定されており、当該持込禁止物の一つに「引火性液体」がある。加えて、当該引火性液体の一つである「アルコール」については、旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示（令和二年国土交通省告示第千四百六号）において、漏れるおそれのないように保護された2リットル以下のものであれば、運輸規則に規定される持込禁止物の対象外とする旨が規定されている。

今般、運輸規則第五十二条の規定について、アルコールの中でも特に引火性の低い酒類については、日常生活やツアー時の土産等で持ち込まれることも想定されることから、より実態に即した円滑な運用に向けて、「度数の低い（70度以下）アルコール性飲料」に関しては持込禁止物に該当しないことを明確化する旨の解釈を追加することとする。

## 2. 改正の概要

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正し、運輸規則第五十二条に持込禁止物として規定される「アルコール」について、「度数70度以下のアルコール性飲料」は該当しない旨を明記する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和3年2月下旬

# バス・タクシー車内への持込禁止物のご案内

## Notice Regarding Prohibited Dangerous Items on Buses and in Taxis

**危険物のバス・タクシーの  
車内への持込みは、  
法令により禁止されています。**  
Carrying dangerous items  
onto buses and into taxis  
is prohibited under law.

危険物の持込みには  
法律により罰則  
(20万円以下の罰金)  
が適用されます。

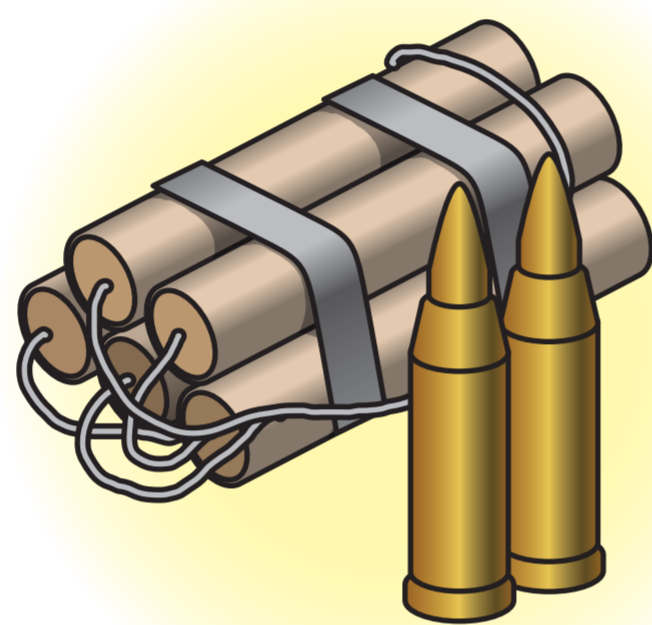
Any person who  
carries Dangerous  
Goods can be liable  
for a penalty of up  
to 200,000 yen.

### 持込みが禁止されている危険物の代表例

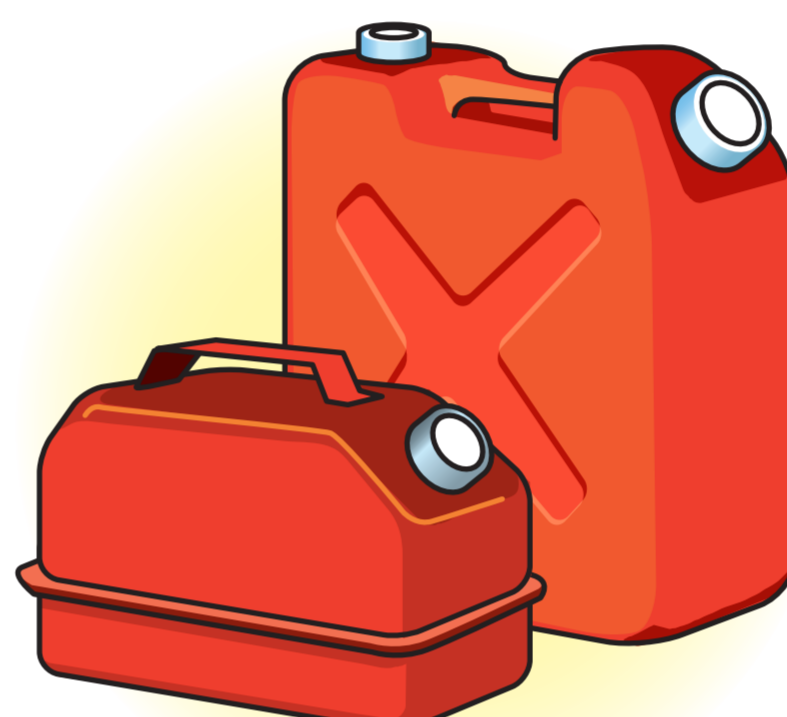
#### Examples of dangerous items



刃物  
Blades



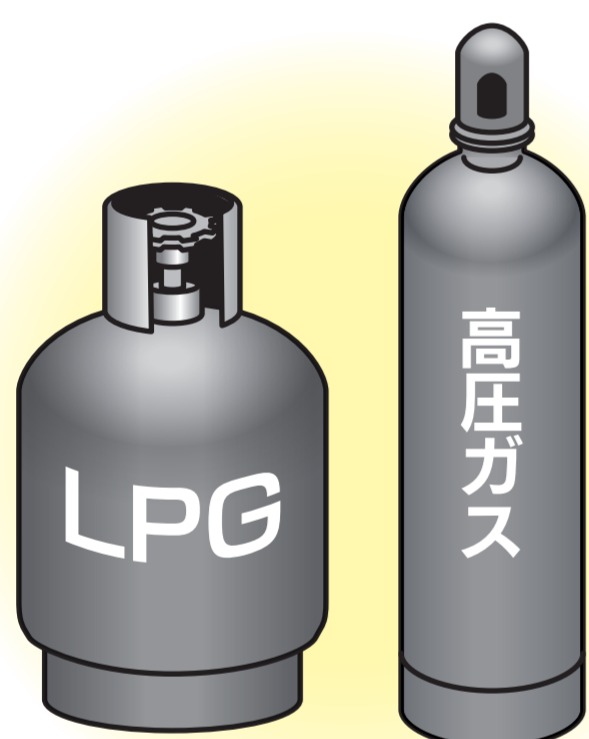
火薬類  
Explosives



可燃性液体  
Flammable Liquids



大量のマッチ・大量の花火  
Large Quantity of Matches/Fireworks



高圧ガス  
High-pressure Gas



酸類(腐食性物質)  
Acids



有毒ガス  
Toxic Gas

※これらのほか、他のお客様に  
危害を及ぼすおそれのある  
ものや、ご迷惑をおかけする  
ものは、持込みを禁止して  
おります。

Besides these examples,  
any items that could harm  
or bother other  
passengers are prohibited.

### 制限付きで持込みが認められている危険物の代表例

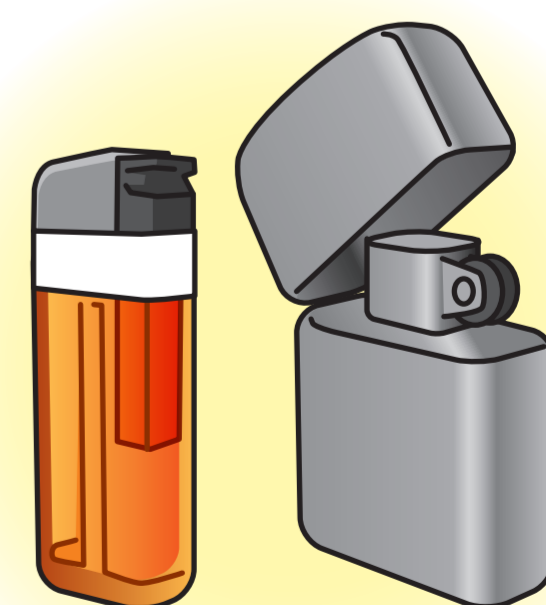
#### Examples of dangerous items that are allowed with restrictions



梱包されている刃物  
Appropriately Packed Blades



2リットル以下の消毒用アルコール  
Rubbing Alcohol (2 liters or less)



ライター  
Cigarette Lighters



走行中みだりに運転者に話しかけたり、  
物品をみだりに車外に投げることも、  
法令により禁止されています。

Talking to the driver without good reason  
and throwing items out of the vehicle are  
also prohibited under law.



 **国土交通省**

(公社) 日本バス協会

(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会

(一社) 全国個人タクシー協会